



占用・承認工事申請者の皆様へ

平成 30 年 4 月 1 日

静岡県袋井土木事務所

本様式（様式第 1-1～様式第 2 号まで）による道路台帳補正調書の流れ・記載上の留意事項

① 占用等申請時に、申請者が道路台帳補正調書様式第 1-1 号の A 欄を記入のうえ、申請書に添付して申請の受付窓口（土木事務所の維持管理課）に提出してください。



② 企画検査課で B 欄を記入し、その「写」を占用許可書とともに申請者に返却します。
（原本は企画検査課で保管）



③ 占用工事等の完了後、工事完成届を維持管理課に提出します。
それとは別に、②で返却された「写」を原本として、道路台帳補正調書様式第 1-2 号の C 欄を記入のうえ、企画検査課（道路台帳担当）に提出し、データ（道路台帳等）を借り受けてください。この際の「申請者」は、占用者等の指示を受けた測量業者等でも結構です。
なお、借り受け時期は B 欄に記載された補正期日までに行ってください。
④ 企画検査課で貸出データの数量を確認して D 欄を記入し、その「写」を申請者に返却します。
（原本は企画検査課で保管）



⑤ 補正の完了後、④で返却された「写」を原本として、道路台帳補正調書様式第 1-3 号の E 欄を記入のうえ、借り受けたデータ（現況平面図、占用平面図、幅員図）、陽画（白焼きコピー等）及び道路現況総括原票とともに企画検査課に提出してください。
この際の「提出者」は、A 欄における占用者等あるいは C 欄における申請者のいずれかをお願いします。
企画検査課で F 欄を記入し、その「写」を提出者に返却しますので、それを事務所の貸出データ返却受領書として保管してください。



⑥ 補正内容について後日、企画検査課で確認をします。補正内容に不備がある場合には、企画検査課から G 欄の道路台帳補正調書様式第 2 号（再補正命令書）が発行されることがあります。その場合には、再度 C 欄以降の手続きの繰り返しとなります。

道路台帳に記載すべき事項（道路作成要領 p 2-1 より抜粋）

（１）道路占用平面図

①地上占用物件

- ア 電柱（番号）
- イ 電話柱（番号）
- ウ 道路照明灯（番号） ※特例工事
- エ 信号機 ※特例工事
- オ 消火栓 ※特例工事
- カ アーケード類（歩道上に設置されているアーケード及び日除けはすべて表示する。）

②地下占用物件

- ア ガス（100mm管以上とする。）
- イ 電話（50mm管以上とする。）
- ウ 上水道（150mm管以上とする。）
- エ 下水道（150mm管以上とする。）
- オ 電気（100mm管以上とする。）
- カ 消火栓 ※特例工事
- キ 防火用井戸 ※特例工事
- ク 防火用地下水槽 ※特例工事
- ケ 地下道
- コ 温泉管
- サ マンホール（ガス、電話、電気、下水道、上水道）
- ツ 光ケーブル

③図面の調整年月日

（２）道路現況平面図

側溝、中央帯、防護柵、暗渠（ヒューム管を含む）、法面工事等主要な構造物の名称、種類、延長、形状寸法、ブロック杭等の位置など、上記（１）と並行して調整すること。

（３）道路幅員図

地下占用物件は上記（１）及び（２）と並行して調整すること。

（４）道路現況総括原票

必要箇所を記入すること。（詳細は、道路作成要領 p 4-1）

※ 特例工事とは、道路占用工事のうち、信号機、消火栓、防火用井戸、防火用地下水及び道路照明灯（占用物件）をいう。

※ 記載方法等は道路台帳作成要領 p 8-1 6 「道路台帳作成業務委託 特記仕様書」による。